

毎月11日は「人権を確かめあう日」です。

2020/06/09 人権教育部

○ささやかなショートレターですが、身近な人権についての考えを深め合う機会にしましょう。「人権を確かめあう日」が設定されて、今年で31年を迎えました。この日の成り立ちについて、今回あらためてみなさんにお伝えします。

- *「人権を確かめあう日」は、1989年4月に「啓発連協」が提唱して始まりました。「啓発連協」とは「奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会」の略称です。人権侵害を許さないまちづくりをめざして、県下すべての市町村が一致して人権啓発活動に取り組むために結成された奈良県独自の組織です。
- 奈良県は「水平社発祥の地」「人権のふるさと」と言われているように、これまで多くの人々の努力と情熱、信念により、部落差別撤廃差別、人権尊重社会の実現をめざして取り組みが進められてきました。

Q：どうして11日？

A：「同和对策審議会答申」（「同対審」答申）が出された1965（昭和40）年8月11日、この日を記念して「11日」に設定されました。「11」は「1（ひと）」「1（ひと）」とも読めます。また、横にすると「＝（イコール・等しい）」にもなります。ここから「人は等しい」が生まれました。

*「同和对策審議会答申」は、1965（昭和40）年に同和問題（部落問題）を、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる国民的課題として、その解決が国の責務であることを最初に示したものです。